

消費者

新元号への改元に乗じた 消費者トラブルにご注意!

5月1日の新元号への改元に関連し、これに乗じたトラブルが発生しています。

◆主な手口

① 退位や即位に乗じて購入を勧誘するトラブル
・天皇陛下の退位や即位を記念したアルバムを購入しないと電話で勧誘され、注文していないのにアルバムが届いた。

② 改元に乗じたトラブル

・改元で法律が変わるという通知が実在する団体名で届いた。

その後、□座情報や個人情報を書いて返送してしまい、□座情報やキャッシュカードをだまし取られた。



◆消費者センターからアドバイス

天皇陛下の退位や即位に乗じて、写真集やアルバムなどの商品を「記念になる」「今買わないのはおかしい」などと電話でしっかりと勧誘されるケースが見受けられます。断る場合は、「要りません」「購入しません」ときっぱり伝えましょう。

特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、消費者はクーリング・オフができます。注文していない商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取りを拒否しましょう。

電話や訪問、書類などで尋ねられても、□座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカードや現金を渡したりしてはいけません。改元しても金融機関の□座番号や暗証番号を変更する必要はありません。



※特に、高齢者がトラブルに巻き込まれていますので、家族や地域のかたなど、みんなで高齢者を守るようにしましょう。

* * *

迷ったときや困ったときは消費者センターにご相談ください。

■問い合わせ

消費者センター(☎829-1234)